



岡山市水道事業審議会

第46回資料

平成 26 年 3 月 24 日(月) 14 時～

サン・ピーチ OKAYAMA 3階「ピーチホール」

岡山市水道局

目 次

岡山市水道局の防災対策について・・・・・・・・・・・・・・・・	1
消費税法改正に伴う料金改定について・・・・・・・・・・・・	9
「岡山市水道に関する意識調査」の実施について・・・・・・・・	12

岡山市水道局の防災対策について

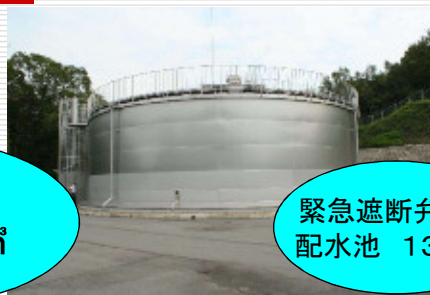
第46回岡山市水道事業審議会

1

1 災害時における水の確保状況



合計
約4万8千 m^3



南海トラフ地震での断水被害想定
(岡山市防災会議)



約47万人

被災から1週間分の
最低限必要な水量



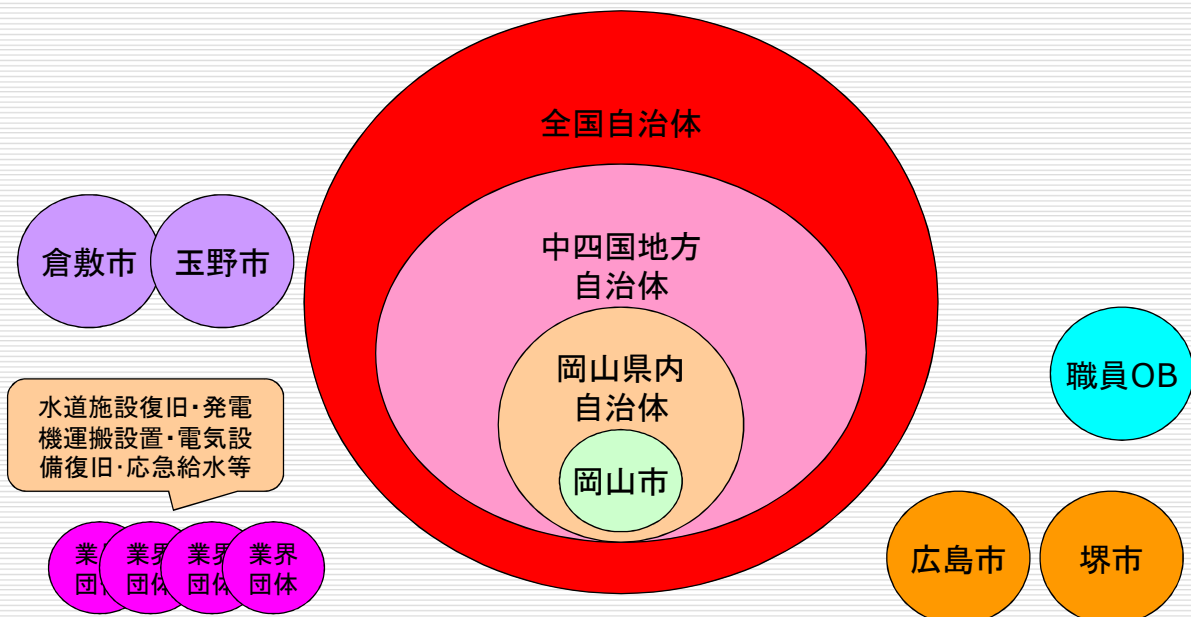
1人あたり
89リットル

約4万2千 m^3



2

2 災害協力体制等



3

2 災害協力体制等

近年における岡山市の主な応援活動

平成21年7月 山口県山口市 中国・九州北部豪雨
職員のべ18名、給水ローリー車2台を派遣

平成21年8月 岡山県美作市 台風9号の集中豪雨
職員のべ14名、給水ローリー車2台を派遣

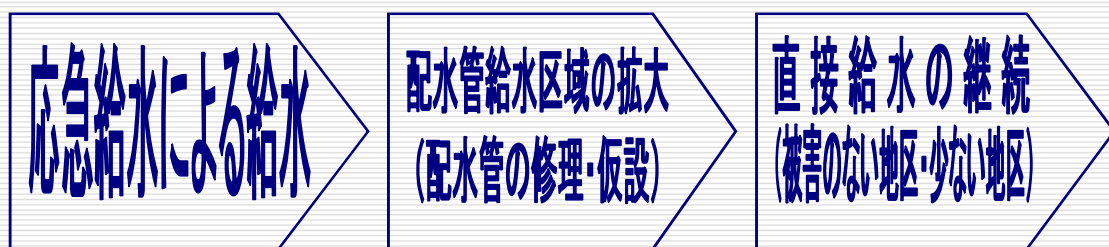
平成23年3月 宮城県仙台市 東北地方太平洋沖地震
職員のべ12名、4トン給水ローリー車1台を派遣

4

3 災害時の応急給水

災害時の飲料水の確保と供給

行政が市民生活を安定させる最重要施策のひとつであり、災害直後から、迅速かつ適切に行う必要があります。



5

3 災害時の応急給水

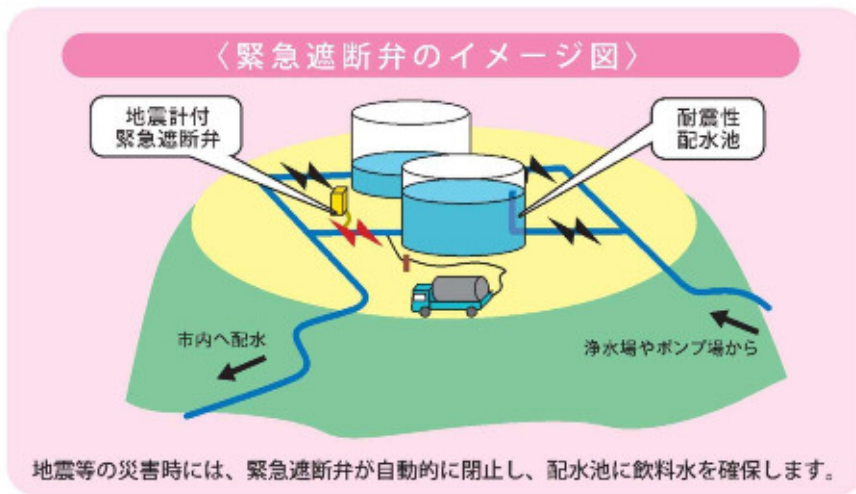
段階的給水目標

ステップ1 3日程度	ステップ2 4日目～3週間	ステップ3 4週間以内
生命維持に必要な 水量確保	炊事、洗濯等に必要な 最低水量確保	若干の不便はあるが通常 の生活に必要な水量 確保
3リットル／人・日	20～100リットル ／人・日	250リットル ／人・日
①市民の備蓄水 ②拠点給水 ③運搬給水による給水	①拠点給水 ②運搬給水 ③一部修理通水	各戸給水で対応

6

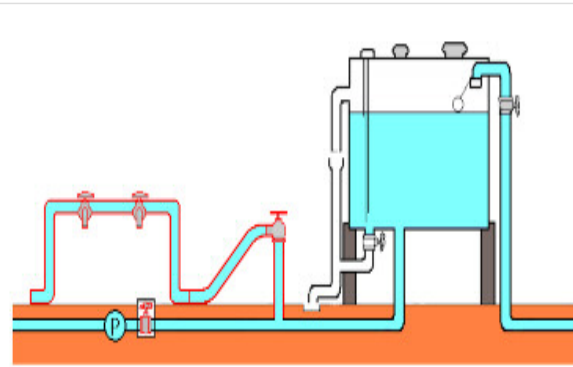
3 災害時の応急給水

給水拠点(配水池)



7

3 災害時の応急給水



災害時に市立小中学校の受水槽を応急給水タンクとして利用するため
応急給水栓を設置しています。水道施設が被害を受け断水した場合には、
受水槽と給水スタンドを接続して給水します。

8

3 災害時の応急給水



受水槽が無く、応急給水栓が配備されていない給水場所については、仮設給水タンクや給水ローリーで給水を行います。

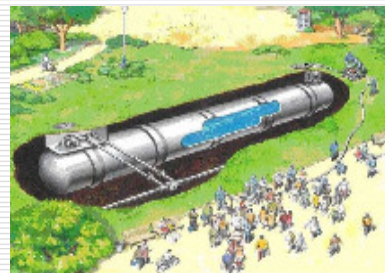
災害救護所及び総合病院は、緊急な要請があった場合には、優先して給水を行います。

9

4 災害に備えた施設・設備

災害に強い施設づくり

- 耐震管採用
- 配水池の2槽化、2池化や緊急遮断弁の設置
- 老朽管の更新
- 三野浄水場の更新・耐震化
- 非常用発電設備の整備
- 耐震性緊急貯水槽



10

5 訓練等

- 地域防災訓練
- 局防災訓練
- 総合防災訓練(岡山県)
- 凶上防災訓練(岡山県)
- 3市合同水道防災訓練
- 日水協岡山県支部相互訓練



等

11

6 家庭でできる災害対策

備蓄の目安 ⇒

1人1日3リットルとして、3日分、9リットル程度

- 災害時には交通手段の途絶や渋滞等により、応急給水体制が整うまでに時間がかかります。
- 各ご家庭でも、ポリタンクやペットボトルの空き容器などに飲料水の備蓄をお願いします。災害時には、ポリタンク等の入手が困難になりますのでご注意ください！
- 3日を目安に水の入れ替えを行い、容器内に空気が残らないよう密封し、必ず冷暗所で保存してください。(浄水器を通した水は塩素が除去されるため、1日程度)
- 併せて、トイレ、洗面用の生活用水としてポリバケツなどに「風呂水の汲み置き」をお願いします。

12

消費税法改正に伴う料金改定について

第46回岡山市水道事業審議会

1

経過

消費税法の改正に伴い、水道料金等にかかる消費税の税率を現行5%から8%に改定し、必要な経過措置を規定するために岡山市水道条例及び岡山市工業用水道条例の一部を改正しました。

2

岡山市水道条例の一部改正

(1)改正項目(税率)

「現行100分の5を100分の8に改正」

ア 水道料金(基本料金、給水料金)

イ 工事費等(工事費、加入負担金、分岐工事監督費)

(2)施行日 平成26年4月1日

3

岡山市水道条例の一部改正

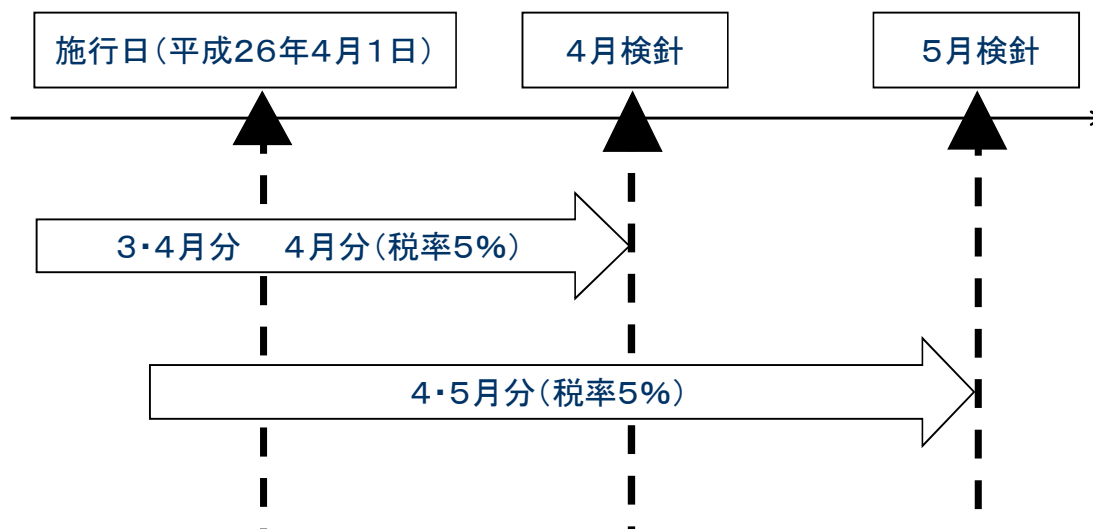
(3)経過措置(附則)

施行日前から継続して使用しており、施行日以降、最初に額が確定する水道料金は税率5%を適用する。

	税率5%適用	税率8%適用
偶数月検針	3, 4月分 (4月検針)	5, 6月分～ (6月検針)
奇数月検針	4, 5月分 (5月検針)	6, 7月分～ (7月検針)
毎月検針	4月分 (4月検針)	5月分～ (5月検針)

4

岡山市水道条例の一部改正



5

岡山市水道条例の一部改正

(4) 水道料金の比較

口径13ミリメートル(1か月)(税込)の場合

使用水量	現行	改正後	差額
20m ³	2,446円	2,516円	70円

(5) 広報 市民のひろばおかやま4月号、水道局のホームページ

6

「岡山市水道に関する意識調査」 の実施について

第46回岡山市水道事業審議会資料

1

調査目的

- 水道をとりまく環境が変化する中、水道利用者の水道事業に対する評価や要望を的確に把握することで今後の水道事業を効果的に推進するための基礎資料を得る。
- 岡山市水道事業総合基本計画(アクアプラン2007)の計画期間が平成28年度で終了する。新たな総合基本計画を策定するための参考資料とする。

2

調査目的



3

調査概要

- (1) 調査地域 岡山市全域
- (2) 調査対象 市内在住の満20歳以上の男女3,000人
- (3) 抽出方法 住民基本台帳から無作為抽出
- (4) 調査方法 郵送配布及び郵送回収、無記名
- (5) 回答送付先 岡山市水道局 企画総務課
- (6) 調査票送付 平成26年7月下旬～8月上旬

4

意識調査の実施、報告書の作成方法

- 調査・統計に関するノウハウを持っている民間業者に委託
- 業者の選定は競争入札による
- 報告書完成予定は平成26年10月
- 報告書はA4版
- 概要版はA4版4ページ程度

5

水道局と委託業務の作業区分

水道局

- ・意識調査票の作成
- ・調査対象の抽出(岡山市へ依頼)
- ・意識調査票の回収

委託業者

- ・意識調査票の印刷・発送
- ・意識調査票の集計・分析
- ・報告書の作成・印刷

6

調査内容

- (1) 統計処理・分析をするための属性調査
(年齢・性別等)
- (2) 調査項目(3部構成)
 - ① 水道水について
 - ② 広報活動について
 - ③ 事業・サービスについて



調査票(案)は別紙のとおり

7

スケジュール

H26.3.24	水道事業審議会で協議
H26.4月	水道事業審議会の意見反映
H26.5月-6月	水道事業審議会で報告
H26.5月-6月	市議会(環境消防水道委員会) で報告
H26.7月下旬-8月上旬	調査表送付
H26.8月-9月	回答内容の集計・分析
H26.10月	報告書完成
H26.10月以降	水道事業審議会・環境消防水道委員 会等へ報告、局ホームページに掲載

8

過去3回の意識調査

年度 (完成月)	平成13年度 (13年10月)	平成17年度 (18年3月)	平成22年度 (22年10月)
質問数 (枝番含)	12問 (16問)	20問 (29問)	16問 (23問)
標本数	3,000 人	3,000 人	3,000 人
有効 回収数	2,172 人	2,055 人	1,966 人
有効 回収率	72.4%	68.5%	65.5%

9

最後に(お願い)

《審議会委員様へのお願い》

意識調査に加えたい質問がありましたら4月7日(月)までに企画総務課長、または、行革推進担当課長まで連絡をお願いします。

電話234-5907

FAX221-8907

mail: soumu@water.okayama.okayama.jp

10